

## 企業立地促進対策事業

### ＜新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化助成事業＞Q & A

令和3年10月8日作成

#### Q 1. この助成金の対象者は？

A. 株式会社や有限会社など、会社法第2条第1号に規定する会社または有限会社法第1条に規定する有限会社が対象となります。そのため、個人などでの申請はできません。

#### Q 2. この助成金の対象業種は？

A. 別表1に該当する業種が対象です。なお、その他知事が特に認める業種として、地元市町の産業振興に係る助成金の対象となっている場合も、この助成金の対象とします。

#### Q 3. 投資額の15%を助成する対象（鉄鋼業・船舶業・受注取引のある事業者）は？

A. 鉄鋼業、船舶業は、別表1に該当する業種のなかで、「2 2 鉄鋼業」「3 1 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業に限る）」が対象です。

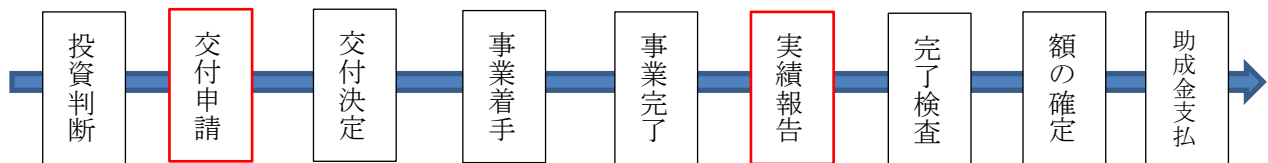
また、受注取引のある企業については、上記いずれかの事業者との事業に関する受注取引額が全体の受注取引額の概ね10パーセント以上ある事業者が対象です。

#### Q 4. 鉄鋼業又は船舶業の事業に関する取引状況がわかる書類

A. 様式は問いませんが、交付申請の際に、鉄鋼業又は船舶業の事業者との受注取引割合がわかる書類を直近の経理関係書類等を元に作成し、提出してください。

#### Q 5. 助成金を受け取るまでの手続きの流れは？

A. 次のとおりです。申請書の提出は、事業着手前の「交付申請」と事業完了後の「実績報告」の2度行う必要があります。



#### Q 6. 交付申請はいつまでに行う必要がありますか？

A. 交付申請の期限はホームページなどで別途お知らせします。なお、予算の関係上、令和4年4月以降の期限になることはありませんのでご注意ください。

また、事業着手までに交付決定を受ける必要があります。事業着手後に交付申請を行っても、着手していた事業については、助成金の対象外となります。

Q 7. 事業着手の考え方は？

A. 事業着手の日の考え方は、原則として、建物の建設については、工事請負契約書に定める着手の日とし、設備投資については、当該設備に係る契約・発注の日とします。助成金の対象となるものは、交付決定日以降に着手した建物や設備等となります。

Q 8. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか。

A. 書類審査に時間を要するため交付申請から1か月前後かかる場合があります。事業着手まで余裕をもって交付申請を行うようお願いします。

Q 9. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続きが必要ですか。

A. 交付決定後、次に該当する場合は、事業計画の変更承認申請が必要になります。

- ・工期及び操業開始予定日が遅れる場合
- ・交付申請時に導入予定であった設備等とまったく違う設備等を導入する場合  
(数量の変更、設備等能力の大小など軽微な変更は除く)
- ・交付申請時の投資予定額から20%以上の減少が見込まれる場合

なお、交付決定額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q 10. 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A. 令和4年12月末までに、事業完了させる必要があります。支払いまで完了させてください。

Q 11. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。

A. 事業完了後、すみやかに(15日以内程度)実績報告を行ってください。

Q 12. 実績報告に添付する支払いを証する書類とは何を指しますか。

A. 原則として、請求書、振込明細書(振込依頼書)、領収書の写しを添付してください。

Q 13. 助成金により購入した設備等を売却することはできますか。

A. 助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、助成対象となった財産を処分する場合は、事前に知事の承認を受けてください。

(処分：目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、廃止または担保権等の設定)

この場合、償却期間が満了していない財産については、残存簿価(圧縮記帳している場合には、圧縮記帳前の価額を元に償却した簿価)に助成率を乗じた額の返還を求めることがあります。

また、助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、事業を休止・廃止する場合にも、事前に知事の承認を受ける必要があります。

Q 14. 他の補助制度と併用できますか。

A. 国の設備投資に関する補助金(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、ものづくり・商業・サービス補助など)を活用するプロジェクトは対象外としています。そのほかの市町等の

補助制度と重複する場合、この助成金については、助成金（補助金）額の合計額が投資額を下回る限りは減額を行わず、協動的に助成しています。ただし、補助事業によっては、市町等において他の補助制度との併用を認めないものもありますので、個別に確認してください。

Q15. AI, IoT, ロボット化とはどのような投資を指しますか。

A. 設備の導入により、「自動化・省力化」が進むような投資を指します。そのため、単に同じ設備の入れ替えなどの投資については助成の対象になりません。

Q16. パソコンやソフトウェアのみの投資でも対象になりますか。

A. 対象になりません。施設や設備への投資を含めたAI, IoT, ロボット化等が対象となります。

Q17. 助成金の対象とならないものはどのようなものですか。

A. 原則として、助成の対象は固定資産台帳に登録するものに限りです。

また、例えば次のようなものは助成対象となりません。

- ・ 交付決定前に事業着手したもの
- ・ 土地取得費
- ・ 生産したエネルギーを他社に販売する設備
- ・ 地鎮祭費
- ・ グループ会社から購入した設備のうち販売元の利益部分
- ・ 既存設備の解体、撤去費、移転・移設費
- ・ トラック、営業用車両等
- ・ 事業に直接必要のないもの（福利厚生用備品、美術品等）
- ・ 消耗品
- ・ 公的機関への各種申請費用
- ・ 工期終了後に契約、発注したもの

Q18. 投資期間とはいつからいつまでですか。

A. 投資期間とは、事業着手から事業完了までを意味し、事業着手とはQ7のとおりです。

また、事業完了とは、投資対象に係る支払完了を指します。

Q19. 中古物件の取得は対象となりますか。

A. 建物の取得については、改修を伴う投資の場合は対象とします。この場合、取得価格と固定資産税評価額のいずれか低い額を、助成金対象の費用とします。

また、設備の取得については、取得価格を助成金対象の費用とします。

(参考：Q2 関係)

<別表1>対象業種は次のとおり（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号））

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
44	道路貨物運送業
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業

その他知事が特に認める業種